○総務省告示第四百四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十四第三項の規定により、同法第二十七条の十三第一項の認定を受けた三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画に係る周波数の指定を変更したので、同法第二十七条の十四第五項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年十月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

指定を変更した日	変更後の指定した周波数	認定を受けた者の名称
平成二十五年十月四日	一、四九五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下（平成二十六年三月三十一日までの間は、一、五〇三・三五MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域に係るものに限る。）を除く。）	株式会社ＮＴＴドコモ

○外務省告示第三百十七号

平成二十五年六月十九日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十五年九月二十三日に効力を生じた。

平成二十五年十月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ニカラグア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とニカラグア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　十四億九千六百万円（一、四九六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、持続可能な電化及び再生可能エネルギー促進計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ニカラグア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ニカラグア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ニカラグアの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ニカラグア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡと米州開発銀行との間で作成された文書に従って調達されることを確保する。

5　ニカラグア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してニカラグア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためニカラグア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ニカラグア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してニカラグア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してニカラグア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してニカラグア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してニカラグア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　ニカラグア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びニカラグア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ニカラグア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をニカラグア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のニカラグア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月十九日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

ニカラグア共和国外務大臣

サムエル・サントス・ロペス閣下

（ニカラグア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をニカラグア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のニカラグア共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月十九日に東京で

ニカラグア共和国外務大臣

サムエル・サントス・ロペス

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○文化庁告示第五十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十五年十月十五日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十五年十月二十九日

文化庁長官　青柳　正規

小田原録音奉仕会